

最低賃金の改定について

平成 29 年 10 月 1 日より、最低賃金が改定となりました。簡単にご紹介します。また、従業員さんの時給単価の確認をよろしくお願ひ致します。

【改定】

東北 6 県の最低賃金の改定状況は、以下のとおりです。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
青森	679 円	695 円	716 円	738 円
岩手	678 円	695 円	716 円	738 円
宮城	710 円	726 円	748 円	772 円
秋田	679 円	695 円	716 円	738 円
山形	680 円	696 円	717 円	739 円
福島	689 円	705 円	726 円	748 円

上昇の幅が年々大きくなっております。来年も同様に上昇幅が大きいと思われるので、求人等の際ご留意ください。

【計算方法】

最低賃金の確認の計算方法は以下のとおりです。今一度、ご確認をよろしくお願ひ致します。

(月給制の場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1 か月の所定労働時間}} \geq 738 \text{ 円}$$

※諸手当には、精勤手当・皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外労働等の割増賃金は含まれません。

(日給制の場合)

$$\frac{\text{日給}}{\text{1 日の所定労働時間}} \geq 738 \text{ 円}$$

(時間給制の場合)

$$\text{時給} \geq 738 \text{ 円}$$

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

